

平成30年9月

人事行政の運営等の状況

和 歌 山 県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員の職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の人事評価の状況	5
3 職員の給与の状況	9
(1)総括	
(2)給与制度の総合的見直しの実施状況	
(3)一般行政職給料表の状況	
(4)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(5)級別職員数等の状況	
(6)職員の手当の状況	
(7)特別職の報酬等の状況	
(8)公営企業職員の状況	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	37
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	38
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
6 職員のサービスの状況	40
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の勤務形態	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
(6)配偶者同行休業の実施状況	

7 職員の退職管理の状況	-----	41
8 職員の研修の状況	-----	42
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	-----	44
(1)公務災害・通勤災害の認定件数		
(2)健康診断実施状況		
(3)(一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況		
10 その他知事が必要と認める事項	-----	45
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数		

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	-----	46
(1) 採用試験の状況(平成29年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
(2) 昇任の状況(平成29年度)		
ア 競争試験		
イ 選考		
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	-----	50
(1) 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要		
ア 民間給与と職員給与との比較		
イ 平成29年4月の民間給与との較差に基づく給与改定		
ウ 扶養手当の見直し		
エ 公務運営の改善		
(2) 報告資料		
ア 職員の給与		
イ 民間給与関係		
ウ 職員の給与と民間の給与との比較		
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	-----	63
4 不利益処分に関する審査請求の状況	-----	63

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成30年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性
一般行政職	68	63	29
総合土木職	12	11	1
建築職	3	3	1
電気職	1	1	0
機械職	1	1	0
化学職	1	1	0
農学職	8	8	6
林学職	5	5	2
水産職	2	2	0
警察事務	7	6	4
小計	108	101	43
II種	0	0	0
III種	3	3	2
一般事務	2	2	0
土木	12	12	2
学校事務職	7	4	2
警察事務職	24	21	6
小計	160	160	80
小学校教員	66	67	27
中学校教員	16	17	3
高等学校教員	41	41	19
特別支援学校教員	24	24	24
養護教員	2	2	1
寄宿舎指導員	4	4	1
実習助手	313	315	155
小計	31	22	0
警察官A 男性一般	9	6	6
警察官A 女性一般	2	2	0
警察官A 男性武道	27	27	0
警察官B 男性	11	10	10
警察官B 女性	80	67	16
小計	3	3	2
社会福祉士	4	4	1
精神保健福祉相談員	1	1	0
獣医師	5	5	3
薬剤師	1	1	1
保健師	4	4	4
栄養士	1	1	1
研究者	3	3	0
職業訓練指導員	1	1	0
看護師	4	4	2
専任教員	2	2	2
県立自然博物館学芸員	2	2	1
学校栄養職員	1	1	1
児童福祉法務専門員	1	1	0
小計	33	33	18

合計	558	537	238
----	-----	-----	-----

(平成29年度:平成29年4月1日～平成30年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性
一般行政職	49	18
情報職A	2	0
情報職B	1	0
総合土木職	10	0
建築職	3	1
電気職A	1	0
電気職B	1	0
化学職	1	0
農学職	5	3
林学職	3	0
水産職	1	1
法医鑑識職	1	1
警察事務職	8	7
小計	86	31
II種	0	0
III種	2	2
一般事務	2	0
土木	16	14
学校事務職	6	6
警察事務職	26	22
小計	198	116
小学校教員	91	41
中学校教員	28	12
高等学校教員	30	18
特別支援学校教員	33	33
養護教員	2	1
寄宿舎指導員	4	3
実習助手	386	224
小計	42	0
警察官A 男性一般	7	7
警察官A 女性一般	3	0
警察官A 男性武道	34	0
警察官B 男性	11	11
警察官B 女性	97	18
小計	4	1
社会福祉士	2	2
臨床心理士	1	1
獣医師	3	2
薬剤師	2	1
保健師A	2	2
保健師B	1	1
診療放射線技師	1	0
臨床検査技師	1	0
研究者	1	0
職業訓練指導員	1	0
看護師	2	1
船舶職員	1	0
専任教員	3	2
県立自然博物館学芸員	1	0
学校栄養職員	2	1
小計	28	14

合計	623	309
----	-----	-----

(2)退職者数 (平成29年度) (単位:人)

職種	合計	定年退職		勸奨退職	普通退職		その他			
		勤務延長後の退職	(定年前希望退職を含む)	在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
一般行政職	162	102	0	24	33	11	0	1	0	2
研究職	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
医療職	14	6	0	2	6	0	0	0	0	0
技能労務職	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0
教育職	465	295	0	94	73	41	0	0	0	0
警察職	109	43	0	4	62	39	0	0	0	0
合計	756	451	0	125	174	91	0	1	0	5

- (注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用・離職状況

(平成29年度)

(単位:人)

区分	合計	再任用職員数									合計	再任用職員の離職者数		
		常時勤務職員			短時間勤務職員							常時勤務職員	短時間勤務職員	
		任期更新	任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	27時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新				任期満了
一般行政職	163: 105	46: 13	117: 92	0: 0	0: 0	117: 92	0: 0	0: 0	0: 0	42: 29	7: 2	35: 27		
研究職	10: 7	3: 0	7: 7	0: 0	0: 0	7: 7	0: 0	0: 0	0: 0	1: 1	0: 0	1: 1		
医療職	20: 16	3: 1	17: 15	0: 0	0: 0	17: 15	0: 0	0: 0	0: 0	3: 3	0: 0	3: 3		
技能労務職	24: 22	2: 1	22: 21	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	22: 21	10: 9	1: 0	9: 9		
教育職	241: 147	233: 141	8: 6	0: 0	8: 6	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	79: 8	76: 8	3: 0		
警察職	35: 20	24: 14	11: 6	0: 0	0: 0	11: 6	0: 0	0: 0	0: 0	9: 3	5: 3	4: 0		
合計	493: 317	311: 170	182: 147	0: 0	8: 6	152: 120	0: 0	0: 0	22: 21	144: 53	89: 13	55: 40		

(4)再任用職員の職員数

(平成30年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合計	再任用職員数								
		常時勤務職員			短時間勤務職員					
		任期更新	任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	27時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新
一般行政職	163: 120	69: 34	94: 86	0: 0	0: 0	94: 86	0: 0	0: 0	0: 0	
研究職	12: 9	4: 2	8: 7	0: 0	0: 0	8: 7	0: 0	0: 0		
医療職	18: 16	3: 2	15: 14	0: 0	0: 0	15: 14	0: 0	0: 0		
技能労務職	17: 14	3: 1	14: 13	0: 0	0: 0	0: 0	0: 0	14: 13		
教育職	245: 163	237: 156	8: 7	0: 0	8: 7	0: 0	0: 0	0: 0		
警察職	31: 26	16: 13	15: 13	0: 0	0: 0	15: 13	0: 0	0: 0		
合計	486: 348	332: 208	154: 140	0: 0	8: 7	139: 120	0: 0	14: 13		

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成30年4月1日現在)

(単位:人)

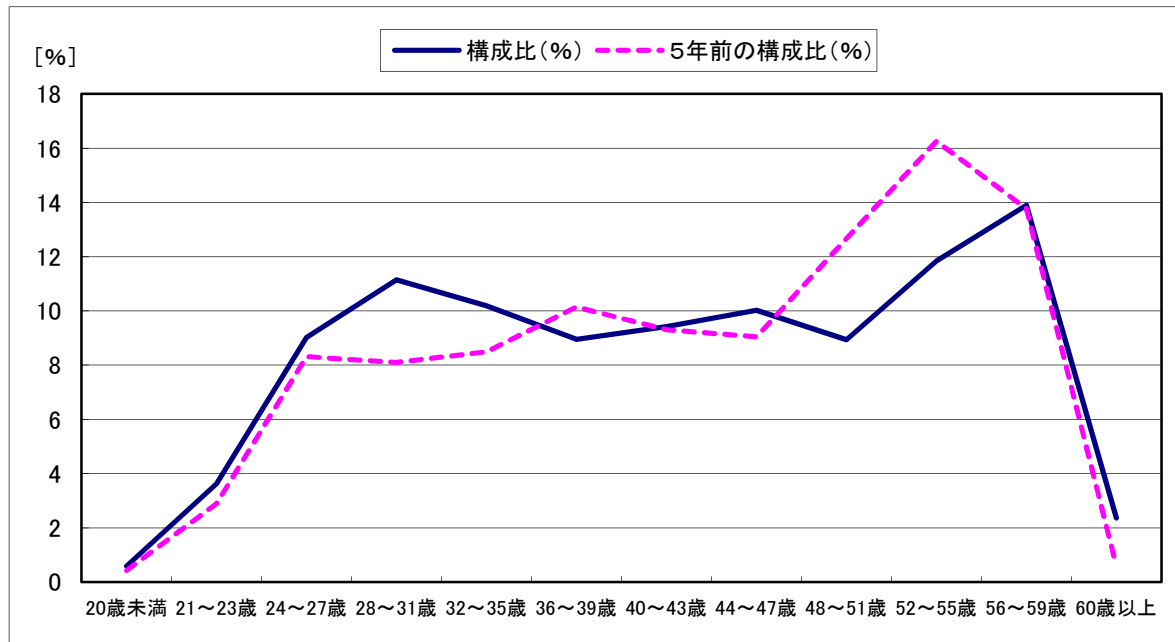
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	32	34	2	
	総務企画	710	708	▲2	・和歌山県データ活用推進センターの開設に伴う体制整備 ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)開催に向けた体制強化 ・「世界津波の日」高校生サミット開催に向けた体制整備 ・国民保護訓練終了 ・紀の国障害者プラン策定終了
	税務	153	155	2	
	民生	348	342	▲6	
	衛生	459	465	6	
	労働	59	60	1	
	農林水産	764	751	▲13	
	商工	239	235	▲4	
	土木	784	776	▲8	
	小計	3,548	3,526	▲22	
教育部門	8,775	8,644	▲131	・学校の統廃合及び児童生徒数の減少による定数減	
警察部門	2,544	2,530	▲14		
小計	14,867	14,700	▲167	(参考:人口10万人当たり職員数 1507.58 人)	
公営企業等	病院	159	160	1	
	その他	46	57	11	
	小計	205	217	12	
合計	15,072 [16,047]	14,917 [15,953]	▲155 [▲94]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,529.8 人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳以上	計
職員数	人 89	人 540	人 1,346	人 1,663	人 1,520	人 1,335	人 1,405	人 1,496	人 1,333	人 1,766	人 2,072	人 352	人 14,917

(7) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,542	3,585	3,575	3,541	3,548	3,526	▲ 16 (▲0.5%)
教育	9,038	8,956	8,868	8,802	8,775	8,644	▲ 394 (▲4.4%)
警察	2,482	2,483	2,511	2,522	2,544	2,530	48 (1.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	15,062	15,024	14,954	14,865	14,867	14,700	▲ 362 (▲2.4%)
公営企業等会計計	204	208	204	205	205	217	13 (6.4%)
総合計	15,266	15,232	15,158	15,070	15,072	14,917	▲ 349 (▲2.3%)

2 職員の人事評価の状況

(平成29年度)

区分		勤務成績の評価の概要																					
知事部局	被評価者及び評価者	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																			
		部長級職員	本庁の部長等	—																			
		次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																			
		“(振興局)	振興局長	—																			
		課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																			
		“(振興局)	振興局長	—																			
		課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																			
		“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																			
		課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																			
		“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	“																			
	“(振興局)	副部長等	“																				
	評価の構成	1 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要なとされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価。(「能力」を評価) 2 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価。(「実績」を評価)																					
	評価要素	1 職務行動評価 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </table> 2 役割達成度評価 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </table>			部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																						
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																						
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																						
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																						
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																						
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																						
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																						
課長級																							
課長補佐級																							
係長級																							
一般職員																							
現業職員																							
	評価方法	1 職務行動評価	5段階による絶対評価																				
		2 役割達成度評価	5段階による絶対評価																				
	自己評価の有無	1 職務行動評価	有り																				
		2 役割達成度評価	“																				
	評価基準日	1 職務行動評価	11月1日																				
		2 役割達成度評価	2月1日																				
	評価対象期間	1 職務行動評価	4月1日から翌3月31日まで																				
		2 役割達成度評価	“																				
	評価結果の活用方法	1 職務行動評価	人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料																				
		2 役割達成度評価	人材育成及び給与の決定のための資料																				

2 職員の人事評価の状況

(平成29年度)

区分	勤務成績の評定の概要		
教育委員会 (事務局)	被評価者及び評価者	(1)教育庁	
		被評価者	第1次評価者
		教育企画監、局長	教育長
		課長、室長	局長
		副課長、主幹、教育企画員	課長
		上記以外の職員	副課長、室長
		第2次評価者	—
		教育長	局長
		局長	課長
		課長	—
(2)教育支援事務所		被評価者	第1次評価者
所長	教育総務局長	教育長	
上記以外の職員	所長	—	
(3)学校以外の教育機関		被評価者	第1次評価者
所長、副館長	局長	教育長	
副所長、紀南図書館長	所長、副館長	局長	
上記以外の職員	教育センター学びの丘の職員	副所長	所長
	紀南図書館の職員	紀南図書館長	副館長
	図書館・近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員	副館長	—
(4)派遣職員		被評価者	第1次評価者
文化財センターの事務局長	文化遺産課長	生涯学習局長	
上記以外の文化財センターの職員	事務局長	文化遺産課長	
和歌山県体育協会の事務局長	スポーツ課副課長	スポーツ課長	
上記以外の和歌山県体育協会の職員	事務局長	スポーツ課長	
関西ワールドマスタースゲームズ2021組織委員会事務局の部長	スポーツ課長	生涯学習局長	
上記以外の関西ワールドマスタースゲームズ2021組織委員会の職員	部長	スポーツ課長	
評価の構成	<p>① 職務行動評価 職員が職務遂行の中でとった行動を別に定める標準職務遂行能力の評価項目ごとに、各評価項目に係る能力が具現されるべき行動に照らして、当該職員が発揮した能力の程度を評価する。「能力」を評価)</p> <p>② 役割達成度評価 職員が果たすべき役割について、担当業務に関する目標を定めることその他の方法により当該職員に対してあらかじめ示した上で、当該役割を果たした程度を評価する。「業績」を評価)</p>		
評価要素	<p>① 職務行動評価 企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</p> <p>② 役割達成度評価 職員が果たすべき役割について、自ら担当業務に関する目標を定め、当該役割を果たした程度を評価する。</p>		
評価方法	<p>① 職務行動評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 役割達成度評価 //</p>		
自己評価の有無	<p>① 職務行動評価 有り</p> <p>② 役割達成度評価 //</p>		
評価基準日	<p>① 職務行動評価 11月1日</p> <p>② 役割達成度評価 //</p>		
評価期間	<p>① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 役割達成度評価 //</p>		
評定結果の活用方法	<p>① 職務行動評価 人材育成、任用、分限及び給与の決定のための資料</p> <p>② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</p>		

2 職員の人事評価の状況

(平成29年度)

区分	勤務成績の評価の概要														
県立学校	被評価者及び評価者	<table border="1"> <tr> <td>被評価者</td> <td>第1次評価者</td> <td>第2次評価者</td> </tr> <tr> <td>校長</td> <td>学校人事課長</td> <td>学校教育局長</td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>校長</td> <td>学校人事課長</td> </tr> <tr> <td>教諭等</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> </table>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	校長	学校人事課長	学校教育局長	教頭	校長	学校人事課長	教諭等	教頭	校長
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者												
	校長	学校人事課長	学校教育局長												
	教頭	校長	学校人事課長												
	教諭等	教頭	校長												
	評価の構成	目標申告(自己申告)と業績評価から構成													
	評価要素	<table border="1"> <tr> <td>校長・教頭</td> <td>学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成</td> </tr> <tr> <td>教諭等</td> <td>学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等</td> </tr> </table>		校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成	教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等								
	校長・教頭	学校運営、学校教育の管理、職員把握・育成													
教諭等	学習指導、学級運営、生徒指導、進路指導、特別活動、校務分掌、その他全般、保健管理、保健指導、学部経営、学校教育の管理等														
評価方法	目標申告:3段階による絶対評価 業績評価:5段階による絶対評価														
自己評価の有無	有り														
評価基準日	目標申告:12月末日 業績評価:1月末日														
評価期間	毎年4月1日～翌年3月31日														
評価結果の活用方法	目標申告:人材育成及び給与の決定のための参考資料 業績評価:人材育成、任用、分限及び給与の決定のための参考資料														

2 職員の人事評価の状況

(平成29年度)

区分	勤務成績の評価の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="572 277 858 322">被評価者</th> <th data-bbox="858 277 1062 322">第1評価者</th> <th data-bbox="1062 277 1262 322">第2評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="572 322 858 367">所属長</td> <td data-bbox="858 322 1062 367">所管部長</td> <td data-bbox="1062 322 1262 367">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 367 858 412">次席・管理官・副署長等</td> <td data-bbox="858 367 1062 412">所属長</td> <td data-bbox="1062 367 1262 412">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 412 858 456">調査官・課長補佐・署課長等</td> <td data-bbox="858 412 1062 456">管理官等</td> <td data-bbox="1062 412 1262 456">次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 456 858 501">係長・主任・係員</td> <td data-bbox="858 456 1062 501">担当補佐・署課長等</td> <td data-bbox="1062 456 1262 501">管理官等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 501 858 546">初任科生</td> <td data-bbox="858 501 1062 546">担当教官</td> <td data-bbox="1062 501 1262 546">校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評価者	第1評価者	第2評価者	所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評価者	第1評価者	第2評価者																		
	所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価</p> <p>② 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価</p> <p>【初任科生】</p> <p>○ 特別評価(能力評価のみ) 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価</p>																			
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 能力評価 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</p> <p>② 業績評価 職員が果たすべき役割について、業務に関する目標をあらかじめ定めた上で当該役割を果たした程度</p> <p>【初任科生】</p> <p>○ 特別評価(能力評価のみ) 責任感、公正性、積極性、粘り強さ等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 能力評価及び業績評価ともに5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 2段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 有り</p> <p>【初任科生】 無し</p>																				
評価基準日	<p>能力評価 12月1日 業績評価 6月1日、12月1日</p>																				
評価期間	<p>能力評価 12月1日から11月30日まで 業績評価 12月1日から翌年5月31日まで、6月1日から11月30日まで 特別評価(初任科生) 初任教養期間中</p>																				
評価結果の活用方法	昇任、給与、分限等																				

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

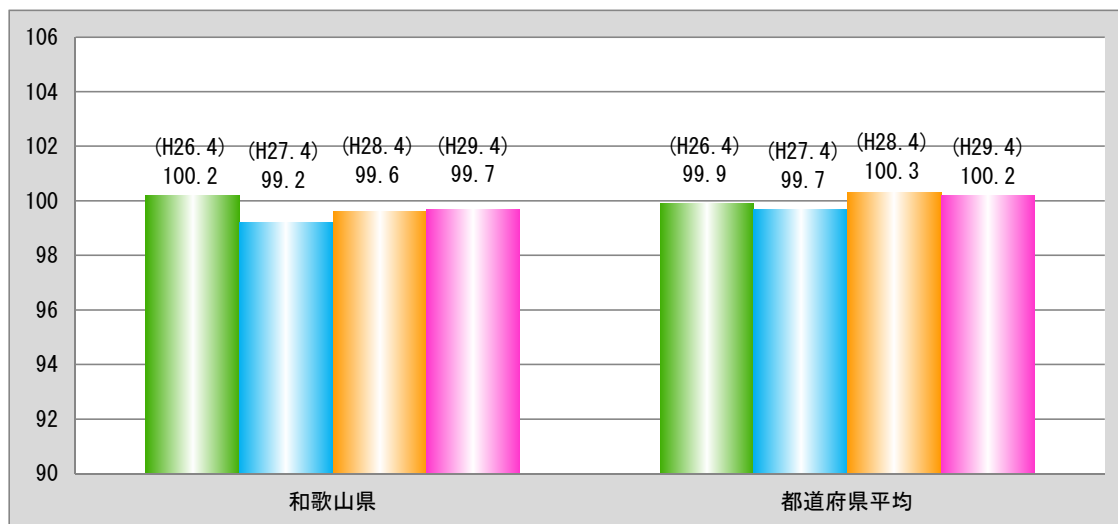
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	975,074	518,621,711	5,873,728	140,511,336	27.1	26.7

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	14,867	63,485,605	12,583,277	25,480,772	101,549,654	6,831

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(1)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
29年度	円 376,890	円 376,366	円 524	% 0.14	% 0.14	% 0.15

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改正月 数)		
29年度	月 4.38	月 4.30	月 0.08	月 0.10	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 給与制度の総合的見直しの実施状況

① 給料表の見直し

平成27年4月1日から、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げた。他の給料表についても、一般行政職との均衡を踏まえ見直しを実施。

経過措置として、平成30年3月31日までの3年間の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

平成27年4月1日から段階的に支給割合を引き上げることとしており、平成27年4月1日時点及び給与改定後平成27年4月に遡及した支給割合は、次のとおり。

		平成26年度	平成27年度の支給割合		平成28年度	平成29年度
		支給割合	4月1日時点	遡及改定後	支給割合	支給割合
和歌山市	国	3%	4%	5%	6%	6%
橋本市	和歌山県	3%	4%	4%	5%	5%
その他の	国	0%	0%	0%	0%	0%
県内市町村	和歌山県	0%	0%	0.4%	1.5%	1.5%

③ その他の見直し内容

平成27年4月1日から、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(3) 一般行政職給料表の状況(平成30年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000
最高号給の 給料月額	247,100	303,800	349,600	383,800	392,600	407,800	444,500	468,200	527,100

(4) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.7 歳	330,949 円	412,871 円
技能労務職	56.2 歳	333,142 円	361,695 円
うち用務員	55.9 歳	330,779 円	353,906 円
うち運転業務員	— 歳	— 円	— 円
うち守衛	— 歳	— 円	— 円
高等（特別支援・専修・各種）学校教育職	44.3 歳	375,094 円	430,328 円
小・中学校（幼稚園）教育職	42.3 歳	352,803 円	399,254 円
警 察 職	37.6 歳	312,657 円	425,358 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		和歌山県	国	
一般行政職	大 学 卒	185,800 円	総合 一般	183,700 円
	高 校 卒	151,500 円		179,200 円
技能労務職	高 校 卒	149,200 円		147,100 円
高等学校教育職	大 学 卒	207,500 円		— 円
小・中学校教育職	大 学 卒	207,500 円		— 円
警 察 職	大 学 卒	205,200 円		208,000 円
	高 校 卒	172,700 円		169,500 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	264,032 円	360,664 円	384,059 円	393,642 円
	高 校 卒	224,892 円	316,480 円	355,372 円	368,835 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	274,400 円	305,900 円
高等学校教育職	大 学 卒	315,914 円	394,837 円	420,404 円	430,832 円
小・中学校教育職	大 学 卒	314,906 円	393,615 円	411,654 円	423,312 円
警 察 職	大 学 卒	275,417 円	372,381 円	396,742 円	402,411 円
	高 校 卒	252,350 円	344,925 円	380,392 円	400,263 円

(5) 級別職員数等の状況

ア 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

①行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	426	9.4	主事 技師 司書 職業指導員 計	354 70 1 1 426	1,623	35.9	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	365	8.1	主事 技師 体育指導員 主任 職業指導員 機関士、航海士 保健師 計	269 73 13 5 2 2 1 365			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	1,036	22.9	副主査 主任 検査専門員 係長 主査 計	729 101 2 13 191 1,036	1,210	26.7	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	1,006	22.2	主査 係長 助教 船長、機関長 教務主任 人事主事、指導主事、社会教育主事 政策推進員 計	924 60 4 3 1 13 1 1,006			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1,098	24.3	課長補佐 班長 振興局課長 県税事務所課長 子ども・女性・障害者相談センター課長 空港、港湾事務所課長 こころの医療センター、その他福祉施設課長 土砂大害啓発センター所長、其他所長 産業技術専門学院課長 精神保健福祉センター次長 就農支援センター次長 総括課長補佐 男女共同参画センター課長 動物愛護センター課長 公営競技事務所課長 工業技術センター課長 消費生活センター支所長 高等看護学院事務長代理 農業大学校部長、准教授 船長、機関長 専門技術員、調査員、検査員、専門員 政策審議員、改革推進員、政策推進員 会計専門員、駐在員 入札契約統括員 教育センター学びの丘課長、其他教育機関課長 人事主事、指導主事、社会教育主事 学校事務長、事務長補佐 図書館センター長 警察署課長 調査官 主任 計	125 140 66 8 7 4 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 6 3 27 6 7 6 10 21 17 1 10 10 608 1,098	1,098	24.3	課長補佐級

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関(振興局及び和歌山県東京事務所を 除く。事項において同じ)の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	438	9.7	課長	60	506	11.2	課 長 級
				室長、分室長	16			
				振興局部長	16			
				旅券事務長	1			
				児童相談所長、仙浜学園長	2			
				産業技術専門学院長	1			
				世界遺産センター事務長	1			
				就農支援センター所長	1			
				土木機関事務所所長	5			
				副課長、副室長	107			
				振興局副部長	34			
				企画員	28			
				主幹	70			
				消防学校副校長	1			
				文書館次長	1			
				環境衛生研究センター次長	1			
				児童相談所次長、その他福祉機関次長	4			
				産業技術専門学院副院長	2			
				公営競技事務所次長	1			
				農林大学校副校長、教授	3			
空港事務所、土木機関事務所次長	8							
総括監察査察員、総括検査員、総括調査員	16							
総括専門員	9							
教育支援事務所長	5							
学校事務長	28							
紀伊風土記の丘副館長	1							
教育センター学びの丘副所長	2							
紀南図書館長・副館長	2							
管理官	8							
監察官	2							
次席	2							
計	438							
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	99	2.2	課長	27	67	1.5	次 長 級
				企画員	14			
				振興局部長	12			
				室長	4			
				農業大学校校長	1			
				産業技術専門学院長	1			
				空港・ダム管理事務所所長	2			
				公営競技事務所長	1			
				紀の川流域下水道事務所長	1			
				難病・子ども保健相談支援センター所長	1			
				理事官	2			
				監察官	2			
				参事	23			
				県税事務所長	2			
				こころの医療センター事務局長	1			
				子ども・女性・障害者相談センター所長	1			
				教育センター学びの丘所長	1			
博物館、自然博物館、美術館副館長	3							
計	99							
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の長 の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	36	0.8	局長	23	67	1.5	次 長 級
				参事	7			
				振興局部長	2			
				県税事務所長	2			
				東京事務所長	1			
				県議会事務局次長	1			
計	36							
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁(和歌山海区漁業調整委員会事務局を 除く。)の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	23	0.5	部長	7	23	0.5	部 長 級
				振興局部長	5			
				事務局長	4			
				参事	3			
				知事室長	1			
				危機管理監	1			
				会計管理者	1			
				技監	1			
計	23							
合計		4,527						

②研究職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	上級の研究員又は学芸員の指揮監督の下に補助的な試験研究を行う研究員又は学芸員補の職務	0	0.0					
					計	0		
2級	1 主査研究員又は主査学芸員の職務 2 副主査研究員又は学芸員の職務 3 高度な知識経験に基づき試験研究を行う研究員の職務	93	41.5	研究員 学芸員 副主査研究員 主査研究員 主査学芸員	28 12 42 9 2			
					計	93		
3級	1 試験研究機関の部長の職務 2 主任研究員又は主任学芸員の職務 3 困難な業務を行う主査研究員又は主査学芸員の職務	105	46.9	主査研究員 主査学芸員 専門研究員 農業試験場部長、その他試験場部長 工業技術センター課長 (総括)主任研究員 主任学芸員 暖地園芸センター、その他研究所副所長 畜産試験場副場長 近代美術館課長、その他博物館等課長	37 7 3 11 1 35 2 4 1 4	58	25.9	係員級
					計	105		
4級	1 試験研究機関の長の職務 2 総括研究員の職務 3 困難な業務を行う試験研究機関の部長の職務	24	10.7	暖地園芸センター所長、研究所所長 農業試験場長、その他試験場長 工業技術センター副所長 総括研究員 農業試験場副場長、試験場副場長 環境衛生研究センター、工業技術センター部長 企画員	4 5 1 2 7 4 1	24	10.7	係長級
					計	24		
5級	困難な業務を行う試験研究機関の長の職務	2	0.9	工業技術センター所長 環境衛生研究センター所長	1 1	2	0.9	課長級
					計	2		
合 計		224						

③医療職給料表 (1)

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の職務	25	56.8	医師	25	25	56.8	係員級
					計	25		
2級	1 病院の医長又は保健所の課長の職務 2 主任の職務 3 困難な医療業務を行う医師の職務	5	11.4	医師 主任 医長 課長補佐	1 1 2 1	5	11.4	係長級
					計	5		
3級	1 病院の副院長若しくは部長又は保健所の長の職務 2 総括専門員の職務 3 和歌山県精神保健福祉センターの長の職務	11	25.0	副院長 部長 企画員 総括専門員 精神保健福祉センター所長	1 2 5 2 1	11	25.0	課長級
					計	11		
4級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 病院の長の職務 3 参事の職務	3	6.8	技監 院長 参事	1 1 1	3	6.8	次長級
					計	3		
合 計		44						

④医療職給料表（2）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 医療技師（診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「診療放射線技師等」という。）をいう。）の職務	5	4.4	医療技師	3	48	42.5	係員級
	栄養士			2				
	計			5				
2級	1 技師の職務	18	15.9	技師	3	38	33.6	係長級
	2 医療技師（薬剤師又は獣医師をいう。）の職務			医療技師	13			
	3 困難な業務を行う医療技師（診療放射線技師等をいう。）又は福祉技師の職務			栄養士	2			
	4 高度の技術又は経験を必要とする医療技師（歯科衛生士等をいう。）の職務			計	18			
3級	副主査の職務	25	22.1	副主査	25	38	33.6	係長級
計	25							
4級	1 主査の職務	37	32.7	主査	36	24	21.2	課長補佐級
	2 困難な業務を行う副主査の職務			副主査	1			
5級	1 保健所又は和歌山県動物愛護センターの課長の職務	25	22.1	主査	1	3	2.7	課長級
	2 家畜保健衛生所の次長又は課長の職務			次長	2			
	3 薬局長又は技師長の職務			課長	12			
	4 主任の職務			家畜保健衛生所支所長	1			
	5 困難な業務を行う主査の職務			薬局長	1			
計	25							
6級	総括専門員の職務	0	0.0	計	0	3	2.7	課長級
7級	1 家畜保健衛生所の長の職務	3	2.7	所長	3			
2 和歌山県動物愛護センターの長の職務	計			3				
合 計		113						

⑤医療職給料表（3）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0	計	0	133	57.8	係員級
2級	1 保健師又は助産師の職務	35	15.2	保健師	16			
	2 看護師の職務			看護師	12			
	3 福祉技師の職務			専任教員	3			
	4 専任教員の職務			副主査准看護師	4			
	5 副主査准看護師の職務			計	35			
3級	1 副主査、副主査助産師、副主査看護師又は副主査専任教員（以下「副主査等」という。）の職務	87	37.8	副主査	7	57	24.8	係長級
	2 困難な業務を行う副主査准看護師の職務			副主査看護師	64			
	副主査専任教員			15				
	副主査准看護師			1				
計	87							
4級	1 看護師長の職務	68	29.6	副主査看護師	11	36	15.7	課長補佐級
	2 副看護師長の職務			主査	17			
	3 主査、主査助産師、主査看護師又は主査専任教員の職務			主査専任教員	11			
	4 困難な業務を行う副主査等の職務			主査看護師	13			
計	68							
5級	1 病院の副部長の職務	36	15.7	副部長	1	4	1.7	課長級
	2 困難な業務を行う看護師長の職務			看護師長	7			
	3 保健所の課長の職務			科長	2			
	4 主任、主任助産師、主任看護師又は主任専任教員の職務			課長	8			
	主任			12				
看護学校副学校長	1							
教務主任	4							
主任専任教員	1							
計	36							
6級	1 病院の部長の職務	4	1.7	部長	1	4	1.7	課長級
	2 困難な業務を行う病院の副部長の職務			副部長	2			
	3 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターの長の職務			教務主幹	1			
計	4							
合 計		230						

⑥高等学校等教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師 又は実習助手の職務 2 特別支援学校の助教諭、養護助教諭、 講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	426	14.7	講師	294	426	2,783	96.0	係員級
				養護助教諭	9				
				寄宿舎指導員	36				
				実習助手	87				
				計	426				
2級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養 教諭の職務 3 困難な業務を行う高等学校の助教諭、 養護助教諭、講師又は実習助手の職務 4 困難な業務を行う特別支援学校の助教諭、 養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎 指導員の職務	2,357	81.3	教諭	2,254	2,357	2,783	96.0	係員級
				養護教諭	58				
				栄養教諭	2				
				寄宿舎指導員	21				
				実習助手	20				
				講師	2				
				計	2,357				
3級	1 高等学校の教頭の職務 2 特別支援学校の教頭の職務	72	2.5	教頭	72	72	2.5	2.5	補佐級 課長
				計	72				
4級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務	43	1.5	校長	43	43	1.5	1.5	課長級
				計	43				
合計		2,898							

⑦中学校教育職員給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	2	3.6	講師	2	2	51	91.1	係員級
				計	2				
2級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 困難な業務を行う中学校の助教諭、 養護助教諭又は講師の職務	49	87.5	教諭	44	49	51	91.1	係員級
				養護教諭	5				
				計	49				
3級	中学校の教頭の職務	5	8.9	教頭	5	5	5	8.9	補佐級 課長
				計	5				
4級	中学校の校長の職務	0	0.0			0	0	0.0	課長級
				計	0				
合計		56							

⑧小学校、中学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師 (以下「助教諭等」という。)の職務	790	13.4	講師	734	5,190	88.4	係員級
				養護助教諭	56			
				計	790			
2級	1 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は 栄養教諭の職務 2 困難な業務を行う小学校又は中学校の 助教諭等の職務	4,400	74.9	教諭	4,058	5,190	88.4	係員級
				養護教諭	302			
				栄養教諭	38			
				講師	2			
				計	4,400			
3級	小学校又は中学校の教頭の職務	343	5.8	教頭	343	343	5.8	補課 佐長級
				計	343			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	341	5.8	校長	341	341	5.8	課長級
				計	341			
合 計		5,874						

⑨高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の助教諭又は講師の職務	1	6.7	講師	1	14	93.3	係員級
				計	1			
2級	1 高等学校の教諭の職務 2 困難な業務を行う高等学校の助教諭又は 講師の職務	13	86.7	教諭	13	14	93.3	係員級
				計	13			
3級	高等学校の教頭の職務	1	6.7	教頭	1	1	6.7	補課 佐長級
				計	1			
4級	高等学校の校長の職務	0	0.0	校長	0	0	0.0	課長級
				計	0			
合 計		15						

⑩学校栄養職員給料表（市町村立学校職員）

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	栄養士の職務	18	48.6	栄養士	18	24	64.9	係員級
				計	18			
2級	困難な業務を行う栄養士の職務	1	2.7	栄養士	1	24	64.9	係員級
				計	1			
3級	副主査栄養士の職務	5	13.5	副主査栄養士	5	13	35.1	係長級
				計	5			
4級	1 主査栄養士の職務 2 困難な業務を行う副主査栄養士の職務	8	21.6	主査栄養士	8	13	35.1	係長級
				計	8			
5級	困難な業務を行う主査栄養士の職務	5	13.5	主査栄養士	5	13	35.1	係長級
				計	5			
合 計		37						

⑪警察官給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	263	11.9	係員	263	1,412	63.8	巡査 ・ 巡査長 ・ 巡査部長
				計	263			
2級	困難な業務を行う係員の職務	378	17.1	係員 主任	375 3			
				計	378			
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う係員の職務	496	22.4	係員 主任	211 285	516	23.3	警部 補
				計	496			
4級	1 係長の職務 2 困難な業務を行う主任の職務	605	27.3	主任 係長 教官	275 321 9	193	8.7	警部
				計	605			
5級	1 調査官の職務 2 課長補佐又は警察署の課長の職務 3 困難な業務を行う係長の職務	281	12.7	係長 教官 課長補佐 警察署課長 校長補佐 課長代理	184 2 41 36 1 17	93	4.2	警視
				計	281			
6級	1 管理官の職務 2 次席、次長又は副隊長の職務 3 困難な業務を行う調査官の職務 4 困難な業務を行う課長補佐又は警察署の課長の職務	94	4.2	課長補佐 警察署課長 調査官 次席、次長、副隊長	5 7 75 7	58	2.6	
				計	94			
7級	1 警察本部の課長、隊長又は監察官の職務 2 警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務 3 警察署の副署長の職務 4 困難な業務を行う管理官の職務 5 困難な業務を行う次席、次長又は副隊長の職務	58	2.6	次席、次長、副隊長 管理官 刑事官 次席、次長、副隊長 室長 副署長 監察官 隊長	4 12 2 7 10 9 11 3	24	1.1	
				計	58			
8級	1 理事官の職務 2 困難な業務を行う警察本部の課長の職務 3 困難な業務を行う警察署（大規模な警察署を除く。）の署長の職務	24	1.1	署長 理事官 所長	7 16 1	15	0.7	
				計	24			
9級	1 警察本部の部長の職務 2 警察学校の長の職務 3 参事官又は首席監察官の職務 4 大規模な警察署の署長の職務	15	0.7	署長 参事官、首席監察官 校長	6 8 1	合計		
		2,214						

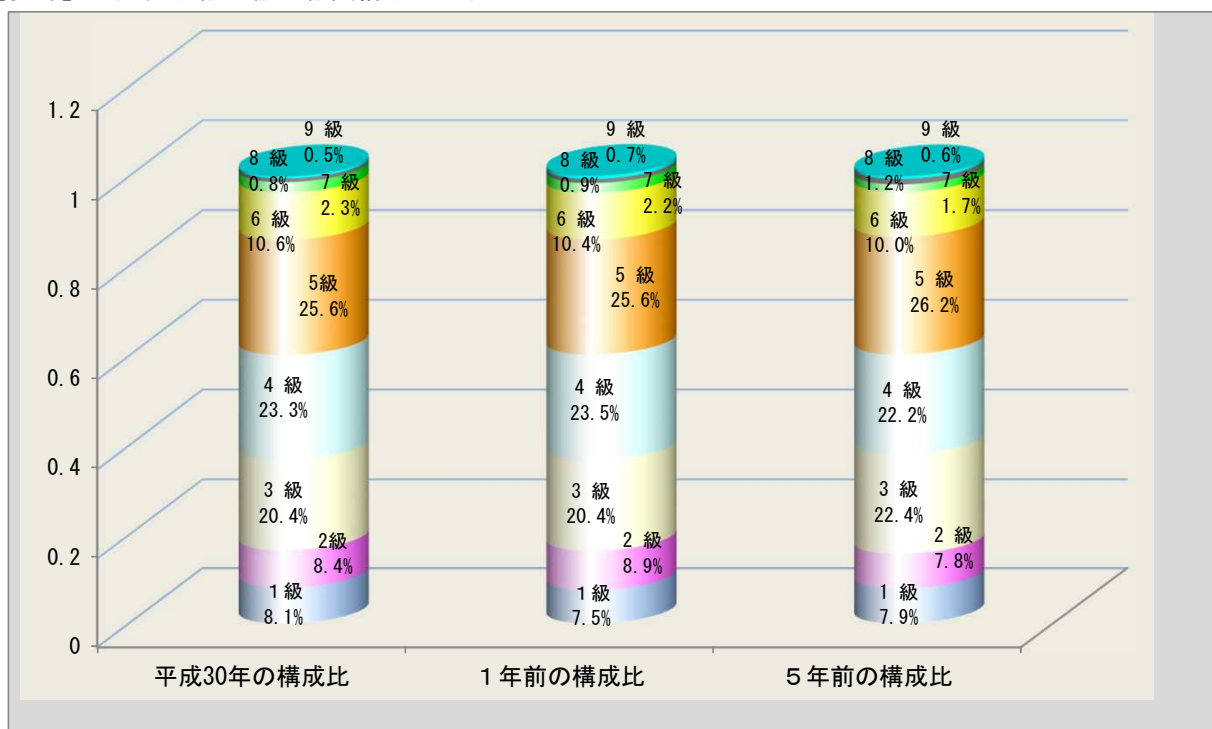
- (注) 1 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与に関する条例、警察職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

⑫現業職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務	0	0.0			49	100.0	係員級
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2 技師補の職務	21	42.9	用務員 校務員 技師補	2 6 13			
				計	21			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	7	14.3	校務員	7			
				計	7			
5級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務	21	42.9	用務員 校務員 作業員 事務助手	3 15 1 2			
				計	21			
合 計		49						

(注) 1 現業職員の給与に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 再任用職員も本表に含む。

【参考】一般行政職の級別職員構成比の状況



(注) 地方公務員給与実態調査における一般行政職に区分される職員(再任用職員は除く。)について記載している。

イ 昇給への人事評価の活用状況等

1 人事評価の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

2 昇給への人事評価の活用状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付しており、その評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～7号給)を決定しています。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				

3 平成30年4月1日の昇給状況

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	—	100.0%	—
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	32.7%	67.3%	—

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	30.1%	69.7%	0.2%
55歳以上	昇給号数	1号給以上	昇給なし	昇給なし
	人員分布率	16.0%	83.5%	0.5%

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいう。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者は除いている。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合である。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,667千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 (1.45)月分 (0.85)月分	（平成29年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.8月分 (1.45)月分 (0.85)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員（部・次長級）の支給割合については、期末手当2.2月分、勤勉手当2.2月分である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

1 人事評価（業績評価）の実施状況

平成28年4月から、全職員を対象に評価期間（6月勤勉：12月1日～翌年5月31日、12月勤勉：6月1日～11月30日）の人事評価（業績評価）を実施しています。

2 勤勉手当への人事評価の活用状況

平成28年12月勤勉手当分から、全職員を対象に人事評価（業績評価）結果に基づき、所属長等からの内申により成績率（上位、標準、下位）を決定しています。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

平成29年度中における運用	特定職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

3 平成29年12月支給の勤勉手当成績率

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	142/100 ～127/100	112/100	98/100
人員分布率	25.3%	74.7%	—

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	122/100 ～107/100	92/100	78/100
人員分布率	34.2%	65.7%	0.1%

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

和歌山県				国			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%)			
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分				退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～95,400円)の60月分			
(退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 281 千円 21,783 千円				(退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円			

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(平成29年度決算)		2,326,919 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		152,956 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
岩手県盛岡市	0 %	1 人	0 %
東京都特別区	20 %	39 人	20 %
神奈川県横浜市	16 %	1 人	16 %
神奈川県川崎市	16 %	2 人	16 %
京都府京都市	10 %	3 人	10 %
大阪府大阪市	16 %	10 人	16 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	12 %	1 人	12 %
和歌山県和歌山市	5 %	6,498 人	6 %
和歌山県橋本市	5 %	797 人	6 %
鳥取県鳥取市	0 %	1 人	0 %
熊本県山都町	0 %	1 人	0 %
上記以外の和歌山県内市町村	1.5 %	7,510 人	0 %
医師	16 %	28 人	16 %
平均支給率		3.3 %	3.0 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数(平成29年4月1日) (ラスパイレズ指数)		99.6 (99.7)	

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し 国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1×当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(平成29年度決算)		777,899 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		92,828 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		51.3 %		
手当の種類(手当数)		45		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	3,185 千円	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	166 千円	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	185 千円	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	11,521 千円	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	215 千円	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	198 千円	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課、精神保健福祉センター又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	176 千円	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等	29,362 千円	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 (3,800円) 2～4時間未満 2,900円 (3,400円) 2時間未満 2,000円 (2,400円) ※()内は月8回を超える勤務に係る額
し尿処理施設等検査手当	環境生活部環境政策局循環型社会推進課、環境管理課、保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	5 千円	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	84 千円	日額500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	19 千円	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	8 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した職員	災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	日額1,600円以内 (800円+人事委員会が定める額を加算した額)
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	634 千円	日額300円
	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	5,507 千円	日額500円
	自然博物館に勤務する職員	潜水器具を着用して、海底調査等の潜水作業を行う業務	10 千円	1時間400円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局危機管理・消防課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	0 千円	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	1,125 千円	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	23 千円	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	5,178 千円	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	739 千円	日額300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	153 千円	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	1,444 千円	日額500円
麻薬取締手当	麻薬及び向精神薬取締法第54条第2項に規定する麻薬取締員を命じられた職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務	75 千円	日額700円
死体処理手当	特定大規模災害に対処するため、死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事した職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内) 心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内)
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	185 千円	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	6,804 千円	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業		日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	356 千円	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	52,854 千円	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	2,288 千円	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	424 千円	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	430,041 千円	1(ア)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額8,000円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額7,500円 2(ア)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額4,250円 (イ)部活動で休日等に行うもの 日額3,000円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	58,938 千円	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	15,552 千円	日額 420円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	19,172 千円	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	32,027 千円	日額340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	2,894 千円	日額280円(現場以外) 日額560円(現場)
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	21,068 千円	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証 (損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証 (検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
	特定大規模災害に対処するため死体を取り扱う作業で人事委員会が定める業務に従事する警察職員	特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるもの	0 千円	日額 1,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 2,000円以内) 心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 2,000円以内 (人事委員会が定める場合 日額 4,000円以内)
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	9,400 千円	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	57,851 千円	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	21 千円	(1)爆発物、特殊危険物質等 処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害 調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がいが、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	0 千円	1回470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(午後9時から翌日の午前5時までの間)において行う業務	1,167 千円	1回1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	18 千円	1時間400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	1,824 千円	1時間1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額が限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	4,053 千円	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	78 千円	日額840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
	東日本大震災に対処するための作業に従事した警察職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 帰還困難区域 居住制限区域	559 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外での現場確認 日額 20,000円 免震重要棟外での巡回 日額 13,300円 免震重要棟内 日額 3,300円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円
	原子力災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	原子力緊急事態宣言があった場合に特定原子力事業所の敷地内で行う作業 原子力災害対策本部長の指示に基づき設定された区域を考慮して人事委員会が定める区域で行う作業	0 千円	原子炉建屋内 日額 40,000円以内 上記以外 日額 20,000円以内 日額 10,000円以内 (心身に著しく負担を与えると人事委員会が認める作業 日額 20,000円以内)
	特定大規模災害(東日本大震災を除く)に対処するための作業に従事した警察職員	災害発生箇所及び周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務(引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上)	0 千円	警戒区域等 日額 2,520円以内 (1,680円+人事委員会が定める額を加算) 上記以外の区域内 日額 1,680円以内 (840円+人事委員会が定める額を加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	230 千円	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃 文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	0 千円	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)銃器使用暴力団抗争の組事務所等での警戒 日額 820円 (7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	2,500,237 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	384 千円
支給実績（平成28年度決算）	2,442,233 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	366 千円

（注） 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成29年度決算）
扶養手当	1 配偶者 10,000円 2 子 1人につき 8,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	異なる	配偶者 6,500円 子 10,000円	1,657,100 千円	242,799 円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	同じ		873,158 千円	323,272 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給（採用から1年経過するごとに額を減じて支給） 医師・歯科医師 最高支給月額 414,300円 獣医師 最高支給月額 33,000円	異なる	・医師、歯科医師の支給期間が21年以上について、国と異なる支給額を適用 ・獣医師への支給	116,139 千円	2,700,907 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^キ 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～31,600円 (2) 四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	異なる	・四輪への支給 ・パークアンドライド 駐車料金への支給	1,709,503 千円	136,248 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員（異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。） 30,000円＋加算額（8,000～70,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100 ^キ 以上の場合に加算）	同じ		103,860 千円	445,751 円
特勤勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	922 千円	36,893 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			44,479 千円	149,260 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	354,424 千円	213,252 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		4,170 千円	37,232 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		185,293 千円	87,775 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	522,450 千円	185,200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～126,400円)	異なる	支給額	1,095,184 千円	717,683 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 経過措置(平成29年度まで) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		145 千円	29,000 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			530,480 千円	67,551 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			38,411 千円	244,653 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			41,114 千円	233,605 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額の8%の範囲内)			3,739 千円	71,908 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		0 千円	0 円

(7) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,137,400 円	(1,210,000) 円
	副 知 事	893,000 円	(950,000) 円
	教 育 長	750,000 円		
報 酬	議 長	950,000 円		
	副 議 長	810,000 円		
	議 員	770,000 円		
期 末 手 当	知 事 副 知 事 教 育 長	(29年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	121万円×在職月数×0.568 =	32,989,440	(任期ごと)
	教 育 長	95万円×在職月数×0.404 =	18,422,400	(任期ごと)
		75万円×退職理由別・勤続年数別支給率 =	1,883,250	(退 任 時)

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、平成30年度、知事及び副知事は給料及び期末手当を6%減額している。
 なお、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、知事及び副知事については、1期(4年=48月)、教育長については、1期(3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 なお、平成30年4月1日から知事、副知事及び教育長の支給率を引き下げている。
- 3 上記の他、知事、副知事及び教育長については、地域手当(5%)及び通勤手当が支給される(公用車通勤の場合を除く)。

(8) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	828,218	141,769	215,728	26.1	25.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	21	85,487	15,703	35,549	136,739	6,511

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
43.7 歳	365,349 円	545,512 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	1	5.0	技師	1	6	30.0	係員級
				計	1			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 又は技師の職務	1	5.0	主事	1	5	25.0	係長級
				計	1			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	4	20.0	副主査	4	5	25.0	係長級
				計	4			
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	5	25.0	主査	5	5	25.0	課長級
				計	5			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	5	25.0	主任	5	5	25.0	課長級
				計	5			
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	3	15.0	課長	1	4	20.0	課長級
				副課長 工業用水道管理センター次長	1 1			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	1	5.0	工業用水道管理センター所長	1	0	0.0	次長級
				計	1			
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の 長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0		0	0	0.0	部長級
				計	0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0		0	0	0.0	部長級
				計	0			
合計		20						

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(エ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（平成29年度）	
1,693 千円	
（平成29年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.8 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成30年4月1日現在）

和歌山県			
退職 手当 の 基 本 額	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
基本額	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % ~ 45 %)		
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分	
（退職時特別昇給 なし）			
1人当たり平均支給額		— 千円	23,904 千円

（注）1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26～29年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			3,017 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			143,667 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	13 (1) 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	7 人	1.5 %

（注）（ ）内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		10 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		1,263 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		38.0 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水道施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内の調査又は検査	10 千円	①日額 300円 ②日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した工業用水道施設及びその周辺において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	0 千円	日額800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	0 千円	日額 1,000円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務1日につき500円を加算することができる。

e 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	2,440 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	144 千円
支給実績（平成28年度決算）	1,400 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	74 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）
扶養手当	1 配偶者 10,000円 2 子 1人につき 8,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ		3,049 千円	217,786 円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（借家） 最高27,000円	同じ		804 千円	268,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^{キロメートル} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000～31,600円 (2)四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		3,040 千円	138,182 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給（55,000～75,700円）	同じ		3,092 千円	773,000 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	323,148	93,144	29,276	9.1	9.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	3	13,510	2,665	5,897	22,072	7,357

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
45.0 歳	371,357 円	548,337 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 級別職員数等の状況

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

行政職給料表

区分	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	0	0.0		0	1	33.3	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 又は技師の職務	0	0.0		0			
3級	1 係長又は主査の職務 2 副主査の職務	1	33.3	副主査	1	0	0.0	係長級
4級	困難な業務を行う係長又は主査の職務	0	0.0		0			
5級	1 本庁の課長補佐の職務 2 本庁の班長又は地方機関の課長の職務 3 主任の職務	1	33.3	主任	1	1	33.3	補課 佐長級
6級	1 本庁の課長の職務 2 振興局の部長の職務 3 地方機関（振興局及び和歌山県東京事務所を除く。事項において同じ）の長の職務 4 本庁の副課長又は振興局の副部長の職務 5 企画員又は主幹の職務	1	33.3	主幹	1			
7級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁の課長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務 4 困難な業務を行う振興局の部長の職務 5 困難な業務を行う企画員の職務	0	0.0		0	0	0.0	次長級
8級	1 本庁の部に置かれる局の長の職務 2 振興局の長又は和歌山県東京事務所の 長の職務 3 困難な業務を行う参事の職務	0	0.0		0			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長の職務 3 困難な業務を行う振興局の長の職務 4 特に困難な業務を行う参事の職務	0	0.0		0	0	0.0	部長級
合 計		3			0			

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 任期付職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員、再任用職員及び臨時的任用職員も本表に含む。

(工) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

和歌山県	
1人当たり平均支給額（平成29年度）	
1,951 千円	
（平成29年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.8 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成30年4月1日現在）

和歌山県		
（支給率）	自己都合	勲奨・定年
退職 手 当 の 基 本 額	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年 28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続35年 39.7575 月分	47.7090 月分
	最高限度額 47.7090 月分	47.7090 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % ~ 45 %)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～65,000円)の60月分	
（退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額（退職時の給料月額×支給率）に退職手当の調整額を加えて得た額である。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26～29年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		752 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		250,667 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
和歌山市	5 %	3 人	5 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	1.5 %	0 人	1.5 %

（注）（ ）内は、再任用職員の数である。

d 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績額 （平成29年度決算）	左記職員に対する支給単価
—	—	—	— 千円	

e 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	73 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	37 千円
支給実績（平成28年度決算）	127 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	64 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員、制度上時間外手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成29年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成29年度決算）
扶養手当	1 配偶者 10,000円 2 子 1人につき 8,000円 3 父母等 1人につき 6,500円 ※ 満16歳から満22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ		861 千円	287,000 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^{km} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000～31,600円 (2) 四輪 2,000～44,300円 3 パークアンドライド 駐車料金の1/2 上限3,000円	同じ		318 千円	106,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		660 千円	660,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00-13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成30年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成29年1月1日～平成29年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	115,158.8日	33,800.1日	2,968人	11.4日	29.4%
教育委員会	130,130.7日	38,609.5日	3,307人	11.7日	29.7%
警察本部	95,296日	18,900日	2,421人	7.8日	19.8%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(平成30年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人等出頭	必要と認められる期間
3 ドナー休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 つわり	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じて付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合14週間)の日から産後8週間の日まで
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各60分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日(子が2人の場合は10日)以内
15 短期介護	1暦年5日(要介護者が2人の場合は10日)以内
16 職員の子の婚嫁	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者は10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏孝	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤時危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成29年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)								
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
知事部局	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	6	6	2	4	0	0	0	0	0	0
	女性職員	14	14	0	7	5	2	0	0	0	0
	計	20	20	2	11	5	2	0	0	0	0
警察本部	男性職員	4	4	2	1	0	0	1	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	4	2	1	0	0	1	0	0	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(29年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		降任		免職		休職		降給		合計		失職	
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
(2)心身の故障の場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	86	[31]	/	/	86	[31]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	77	[77]	/	/	77	[77]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	52	[20]	/	/	52	[20]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	215	[128]	/	/	215	[128]	/	/
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/	/
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
	教育委員会	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
	警察本部	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/	/
(6)条例で定める事由による場合	知事部局	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
	教育委員会	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
	警察本部	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/	/
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	[0]	0	[0]	86	[31]	0	[0]	86	[31]	/	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	77	[77]	0	[0]	77	[77]	/	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	52	[20]	0	[0]	52	[20]	/	/
	合計	0	[0]	0	[0]	215	[128]	0	[0]	215	[128]	/	/
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	/

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(29年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局	0	1	0	0	1
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	1	0	0	1
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	0	0	1	0	1
	教育委員会	0	1	1	1	3
	警察本部	0	1	1	0	2
	小計	0	2	3	1	6
(3)公務外非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	0	0	0	1	1
	教育委員会	0	0	2	0	2
	警察本部	0	1	0	0	1
	小計	0	1	2	1	4
(4)収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(6)監督責任	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0
	警察本部	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	1	1	1	3
	教育委員会	0	1	3	1	5
	警察本部	0	2	1	0	3
	合計	0	4	5	2	11

6 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成29年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	平成29年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
知事部局	男性職員	5	1	1	98	5	0	0	5.1%
		0	1	0					
	女性職員	27	6	4	27	27	0	0	100.0%
		46	15	5					
計	32	7	5	125	32	0	0	25.6%	
	46	16	5						
教育委員会	男性職員	6	0	0	223	6	0	0	2.7%
		0	0	0					
	女性職員	187	8	13	187	187	5	13	100.0%
		284	2	0					
計	193	8	13	410	193	5	13	47.1%	
	284	2	0						
警察本部	男性職員	1	0	0	135	1	0	0	0.7%
		0	0	0					
	女性職員	11	5	7	11	9	0	0	81.8%
		37	5	1					
計	12	5	7	146	10	0	0	6.8%	
	37	5	1						

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成29年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成28年度から平成29年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (29年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員	0	1	0	0	0	1
	女性職員	2	1	1	0	0	4
	計	2	2	1	0	0	5
教育委員会	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	3	9	1	0	0	13
	計	3	9	1	0	0	13
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	3	2	0	0	7
	計	2	3	2	0	0	7

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成29年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成29年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成29年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

(6) 配偶者同行休業の実施状況

(平成29年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	2
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

7 職員の退職管理の状況

①再就職情報の届出制度について

平成28年4月1日の地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関する条例を制定した。届出事項を規則に定め、以下の項目について対象職員に再就職情報を届出させる。対象者は管理職以上に就いていた元職員。対象期間は離職後2年間。

●届出事項

- 1 氏名
- 2 生年月日(年齢)
- 3 離職時の所属・職名
- 4 離職日
- 5 再就職日
- 6 再就職先の名称
- 7 再就職先の業務内容
- 8 再就職先における地位(役職等)

②再就職者による依頼等の規制

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく再就職者による依頼等承認申請、同条第7項の規定に基づく規制違反依頼等の届出をさせる。

8 職員の研修の状況

(1) 研修状況 (平成29年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
一般研修	新規採用職員研修	知事部局職員(新規採用職員)	2	9	98		
	2年目職員研修	知事部局職員(採用後2年目の職員)	2	3	117		
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査職員)	2	3	98		
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級職員)	2	3	67	約一か月の民間体験研修	
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級職員)	3	2	106		
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長、地方機関の課長等)	2	2	103		
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	83		
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	1	64		
	県教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新規採用職員)	1	1	50		
	県教育庁等職場研修委員・人権教育担当職員研修	教育委員会職員(職場研修委員・人権教育担当職員)	1	1	26		
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局職員)	1	2	551		
	初任科	新規採用の警察官(大卒)	1	182	46		
	初任科	新規採用の警察官(大卒以外)	1	308	36		
	一般職員初任科	新規採用の一般職員	1	26	20		
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒)	1	58	46		
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒以外)	1	79	42		
若手警察官研修	初任科生、初任補修科生、若手警察職員	1	1	120			
人権研修	警部補以下の警察官及び一般職員	2	1	220	1回約110名		
特別研修	住民との対話能力向上研修	知事部局職員(受講を希望する職員)	2	2	65		
	プレゼンテーション研修		2	2	67		
	政策形成能力開発研修		2	2	78		
	財務諸表の見方研修		2	2	60		
	統計的思考力養成講座		1	2	19		
	メディア対応研修		1	2	34		
	政策法務研修		1	2	32		
	行政争訟講座		1	2	24		
	民間経営に学ぶ研修		1	2	29		
	民法講座		2	2	68		
	組織力向上支援研修		知事部局職員(管理者以上の職員)	1	1	19	
	職場研修委員研修		知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	2	340	
	新規採用職員指導者研修		知事部局職員(新規採用職員に対する指導職員)	2	1	75	
	育休任期付職員等研修	知事部局職員(育児休業等代替職員)	2	2	19		
	育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員(育児休業職場復帰者、育児休業中の職員、育児休業中又は育児休業職場復帰者の配偶者がいる職員)	1	1	10		
	部下職員指導支援研修	知事部局職員(特別指導対象職員が所属する課室の所属長、若しくは所属長が指名した者)	1	1	33		
	政策形成能力研修	知事部局職員(採用10年目程度の職員)	2	5	8	関西広域連合主催研修	
	団体連携型研修	知事部局職員(受講を希望する職員)	2	5	67	関西広域連合主催研修	
	女性のキャリアアップ研修	知事部局職員(受講を希望する職員)	2	1	7	市町村職員研修協議会主催研修	
	臨時的任用職員研修	知事部局職員(臨時的任用職員)	1	1	6		
債権管理研修	知事部局職員(非強制徴収公債権・私債権に係る職員)	1	2	55			
事務補助職員等研修	事務補助職員等	1	1	37			
キャラバン・メイト フォローアップ研修	警察職員のうちの希望者	1	1	2			
和歌山県特別研修		1	1	2			
セミナー	プロジェクトマネジメント研修	職場研修委員(係長級以上の職員)	1	1	20		
	県職員人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	197		
基本研修	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	16	275		
	初任者研修(宿泊研修)	教育委員会職員(新規採用教員)	1	2	275		
	初任者研修(2年次研修)(28年度継続)	教育委員会職員(新規採用28年度継続者)	1	4	244		
	初任者研修(3年次研修)(27年度継続)	教育委員会職員(新規採用27年度継続者)	1	3	267		
	6年次研修	教育委員会職員(6年次教員)	1	1	180		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	8	150		
	10年経験者研修(28年度継続)	教育委員会職員(10年経験者教員28年度継続者)	1	2	114		
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	10	32		
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	6	6		
	新規採用学校栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用学校栄養職員)	1	10	2		
	新規採用事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	4	16		
専門研修	新任校長研修	教育委員会職員(管理職・新任校長)	1	3	59		
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職・新任教頭)	1	3	66		
	新任教務主任研修	教育委員会職員(初めて教務主任になった教員)	1	1	71		
	学校を活性化するための校内研修講座ー全国学調の活用	教育委員会職員(各小・中・特別支援学校長が推薦する教員)	1	1	292		
	ICT活用推進のための集合研修	教育委員会職員(各県立学校長が推薦する教員)	1	3	158		
	統計教育推進研修	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長及び各県立学校長が推薦する教員)	1	1	100		
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(初めて特別支援学級を担当する教員)	1	2	115		
通級指導教室担当教員研修	教育委員会職員(通級指導教室を担当する教員)	1	1	42			

	組織的に取り組む特別支援教育(管理職&コーディネーター)研修	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長が推薦する教頭及び教員)	1	1	58		
	小学校国語科教育研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	48		
	中学校・高等学校国語科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	51		
	小学校社会科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	8		
	中学校社会科・高等学校地理歴史科・公民科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	28		
	小学校算数科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	17		
	中学校・高等学校数学科教育研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	28		
	やさしい小学校理科教育研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	30		
	中学校理科教育研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	31		
	電子顕微鏡活用研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	8		
	四季の星座研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	26		
	小学校外国語活動研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	29		
	英語科教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	44		
	ALTとの効果的なTTのための英語科研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	13		
	高等学校産業教育研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	28		
	道徳教育研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	67		
	児童生徒が主体的に学ぶ授業づくり研修講座-NIEを活用して-	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	32		
	特別支援教育ブラッシュアップ研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	35		
	若手教員のための教育相談研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	30		
	教育相談研修講座①-事例検討1-	教育委員会職員(教員)	1	1	46		
	教育相談研修講座②-子供とのかかわりに認知行動療法などの視点を生かす-	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	69		
	教育相談研修講座③-事例検討2-	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	47		
	生徒指導研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	56		
	学級集団づくり研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	78		
	学校が元気になる共育コミュニティ研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	33		
	事例に学ぶ情報モラル教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	29		
	食育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	38		
	防災教育研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	38		
	初任者のためのICT活用研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	72		
	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	55		
	どの子も「わかる、できる」授業づくり研修講座	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	1	1	64		
	活力ある学校図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員(司書教諭・学校司書・学校図書館関係する職員)	1	1	53		
	学校経営研修講座(校長の部)-子供の問題について-	教育委員会職員(校長)	1	1	2		
専 門 研 修	警部補任用科	昇任予定の巡査部長	1	12	11		
	巡査部長任用科	昇任予定の巡査長	1	12	10		
	警備任用科	警備警察任用予定者	1	12	13		
	刑事任用科	刑事警察任用予定者	1	24	20		
	交通任用科	交通警察任用予定者	1	12	18		
	留置担当官専科		1	5	10		
	災害警備専科		1	5	16		
	特殊犯捜査専科		1	10	20		
	検視実務専科		1	5	14		
	職務質問専科		1	5	14		
	取調べ技能専科		2	5	24		
	人身安全関連事案対策		1	5	14		
	通信指令専科		1	5	7		
	交通実務専科		1	12	13		
	サイバー犯罪捜査実務専科	警部補以下の警察官	1	5	18		
	組織犯罪捜査専科		1	5	19		
	刑事実務専科		1	5	16		
	総合実務専科		3	4	64		
	鑑識任用専科		1	9	19		
	緊急自動車運転技能者専科(四輪)		1	15	5		
	留置担当官任用専科		2	5	40		
	警備実務専科		1	5	8		
	警護専科		1	5	14		
	自動車警ら班員任用		1	5	15		
	総合実務専科	係長以下の一般職員	1	3	16		
	研 究 発 見	学校支援・調査研究事業に係る研修	教育委員会職員(教員)	199		3,576	随時要請に応じて
	相 教 談 育	教育相談主事等派遣事業に係る研修	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	49		1,771	随時要請に応じて
支 特 援 別	特別支援事業等に係る研修(訪問支援)	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	25		915	随時要請に応じて	
	特別支援事業等に係る研修(基礎・基本研修)	教育委員会職員(教育委員会職員(教員))	57		2,995		
研 期	長期教員研修	教育委員会職員(選考された教員)	1		9	一年間	
	教員の長期社会体験研修	教育委員会職員(教育委員会職員(選考された教員))	1		4	一年間	
	合 計				16,729		

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の認定件数

(平成29年度)

区 分		件 数	区 分		件 数	区 分		件 数
公 務 災 害		148	通 勤 災 害		9	合 計		157
内 訳	知事部局	21	内 訳	知事部局	4	内 訳	知事部局	25
	教育委員会	44		教育委員会	3		教育委員会	47
	警察本部	83		警察本部	2		警察本部	85

(2) 健康診断実施状況

(平成29年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員(非常勤職員含む)	3,951	3,342	2,502
雇入時健康診断	新規採用職員	102	6	0
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	17	0	37
農薬業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	72	0	0
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	37	0	12
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	85	0	0
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	71	0	0
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	178	0	0
B型肝炎健康診断	血液取扱業務に従事する職員の内希望者、養護教諭及び県立特別支援学校教職員	23	1,028	0
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	12	0	0
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	111	0	675
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	11	0	0
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上海外へ派遣される職員及び6ヶ月以上海外へ派遣され帰国した職員	0	0	0
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員	7	0	0
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	24	0	0
便培養検査(上記健診検査項目)	県立学校の寄宿舎調理員・学校給食調理員・学校栄養職員	0	73	0
腰痛検査	県立特別支援学校教職員(職務上、児童生徒の介助等に従事する者の内希望者)	0	22	0
機動隊員特別検診	機動隊員及び管区機動隊員	0	0	67
高気圧作業従事者検診	高気圧作業従事者	0	0	30
鉛業務従事者検診	鉛業務従事者	0	0	11
脳波検診	白バイ勤務員	0	0	12

(3) (一財)和歌山県職員互助会・(一財)和歌山県教育互助会・(一財)和歌山県警察共助会の状況

(平成29年度)

	(一財)和歌山県職員互助会	(一財)和歌山県教育互助会	(一財)和歌山県警察共助会
会 員 数	5,447 人	8,913 人	2,588 人
掛 金	168,004 千円	367,385 千円	72,117 千円
掛 金 率	(給料)×8/1000	1%	(給料+扶養手当)×7.3/1,000
補 助 金	0 千円	0 千円	0 千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含む。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止している。

10 その他知事が必要と認める事項

定年退職者・勲褒退職者の再就職者数

(平成29年度) (単位:人)

区分 職種	平成28年度 退職者数 a	aのうち再就職者数										再就職 しない者 n	不明で ある者 o	
		県に再就職した者					県以外に再就職した者							
		再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 h	うち再任用職員 i	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l			自営業 m
一般行政職	119	32	24	1	0	0	2	0	5	19	8	0	19	9
研究職	7	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
医療職	8	2	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0
技能労務職	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
教育職	319	91	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226
警察職	51	10	5	17	0	0	2	0	0	11	4	0	2	0
合計	507	139	35	18	0	0	5	0	5	31	14	0	25	235

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の状況(平成29年度)

ア 競争試験

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
○(大学卒業程度) I 種					
一般行政(通常枠)	437	327	191	63	5.2
一般行政(特別枠)	19	19	12	5	3.8
警察事務	45	32	21	7	4.6
総合土木	34	24	22	12	2.0
建築	5	3	3	3	1.0
電気	13	9	5	1	9.0
機械	6	4	2	1	4.0
化学	14	10	5	1	10.0
農学	38	29	24	8	3.6
林学	18	12	10	5	2.4
水産	13	10	7	2	5.0
計	642	479	302	108	4.4
備考:試験区分					
○(高校卒業程度) III種					
一般事務	41	28	10	2	14.0
学校事務	148	136	26	12	11.3
警察事務	68	59	16	7	8.4
土木	7	7	6	2	3.5
計	264	230	58	23	10.0
○第1回警察官A					
警察官A男性一般	216	168	99	28	6.0
警察官A女性一般	27	19	17	8	2.4
警察官A男性武道・柔道	1	1	1	1	1.0
警察官A男性武道・剣道	0	-	-	-	-
警察官A語学・英語	1	1	1	-	-
計	245	189	118	37	5.1
○第2回警察官A					
警察官A男性一般	90	52	13	3	17.3
警察官A女性一般	9	6	6	1	6.0
警察官A男性武道・剣道	2	2	1	1	2.0
計	101	60	20	5	12.0
○警察官B					
警察官B男性	198	166	95	27	6.1
警察官B女性	73	63	36	11	5.7
計	271	229	131	38	6.0
○第1回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務・和歌山	13	10	10	8	1.3
一般事務・紀北	6	5	5	1	5.0
一般事務・西牟婁	17	17	4	1	17.0
任期付短時間勤務 一般事務・紀北	2	1	1	1	1.0
計	38	33	20	11	3.0
○第2回育休任期付・任期付短時間勤務職員					
一般事務	60	53	44	17	3.1
農業	2	2	2	2	1.0
林業	4	3	3	2	1.5
任期付短時間勤務 一般事務	1	1	1	1	1.0
計	67	59	50	22	2.7
合計	1628	1279	699	244	5.2

イ 選考
(ア) 公募

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	16	14	8	3	4.7
臨床心理士	7	5	4	0	-
精神保健福祉相談員	2	2	1	1	2.0
獣医師	8	8	8	3	2.7
薬剤師	7	5	4	1	5.0
保健師	17	14	10	4	3.5
栄養士	34	23	4	1	23.0
診療放射線技師	6	5	4	1	5.0
学校栄養職員	42	34	4	1	34.0
船舶職員	0	-	-	-	-
研究員	20	20	6	3	6.7
職業訓練指導員(自動車工学科)	9	9	4	1	9.0
身体障害(一般事務)	7	6	4	1	6.0
身体障害(学校事務)	1	1	0	-	-
身体障害(警察事務)	0	-	-	-	-
専任教員1回目	4	4	4	1	4.0
学芸員(自然博)「魚類・淡水生物」	10	10	3	1	10.0
学芸員(自然博)「鳥類・ほ乳類」	10	10	3	1	10.0
専任教員2回目	2	2	2	1	2.0
獣医師	2	2	2	2	1.0
看護師(こころの医療センター)	24	21	-	4	5.3
社会福祉士又は臨床心理士	3	1	-	1	1.0
児童福祉法務専門員	1	1	-	1	1.0
(第1回育休)薬剤師・和歌山	1	0	-	-	-
(第1回育休)看護師・紀中	3	3	2	2	1.5
(第1回育休)専任教員・紀北	0	-	-	-	-
(第2回育休)臨床心理士	0	-	-	-	-
(第2回育休)専任教員	1	1	1	1	1.0
(第2回育休)獣医師	0	-	-	-	-
(第2回育休)保健師	1	1	1	1	1.0
(第2回育休)看護師	2	2	2	2	-
(第2回任期付短時間勤務)社会福祉士	0	-	-	-	-
事務補助・和歌山・海南	59	46	-	41	1.1
事務補助・那賀	7	5	-	1	5.0
事務補助・伊都	14	10	-	3	3.3
事務補助・有田	8	6	-	2	3.0
事務補助・日高	5	3	-	2	1.5
事務補助・西牟婁	16	11	-	5	2.2
事務補助・東牟婁	7	5	-	4	1.3
事務補助・教育委員会	4	3	-	3	1.0
事務補助・県立図書館	17	12	-	4	3.0
事務補助・警察和歌山	3	2	-	1	2.0
事務補助・身体日高	1	1	-	1	1.0
事務補助・身体西牟婁	1	1	-	1	1.0
事務補助・身体和歌山・海南	2	2	-	1	2.0
事務補助・身体那賀	1	1	-	1	1.0
事務補助・身体伊都	1	0	-	-	-
事務補助・身体有田	0	-	-	-	-
事務補助・身体東牟婁	0	-	-	-	-
合計	386	312	81	108	2.9

(イ) 公募以外(人事交流等)

職 任命権者	部長 又は 相当 職	次長 又は 相当 職	課長 又は 相当 職	長 課 補 佐 又は 相当 職	主査 又は 相当 職	副主査、 主事、技 師又は 相当職	その他	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查長	巡查	計
知事	1	1	6	7	17	27	202							261
教育委員会			3	8	6	2	249							268
警察本部長							13	5	8	3	7		4	40
合計	1	1	9	15	23	29	464	5	8	3	7		4	569

(2) 昇任の状況(平成29年度)

ア 競争試験

警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	166	13	12.8
警 部 補	255	38	6.7
巡 査 部 長	562	51	11.0

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	7	2	3.5
警 部 補	8	4	2.0

イ 選考

警察官(警視・警部・警部補・巡査部長)昇任選考

職	昇任者数
警 視	7
警 部	26
警 部 補	8
巡 査 部 長	1
計	42

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成29年の給与勧告のポイント>

- 平成29年度の給料及びボーナスを引上げ
 - ・民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引上げ。
 - ・ボーナスを0.1月分引上げ、勤勉手当に配分。
- 扶養手当の見直し
 - ・配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ。

ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所134事業所について、平成29年4月分の給与等を調査。(職種別民間給与実態調査)

(7) 月例給

職員(行政職給料表適用職員)と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成29年4月分の給与を比較。(ラスパイレス比較)

平成29年4月の民間給与(A)	平成29年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
376,890円	376,366円	524円 (0.14%)

(イ) 特別給(ボーナス)

平成28年8月から平成29年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較。

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	較差(A-B)
4.38月分	4.30月分	0.08月分

イ 平成29年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

(7) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施。

(イ) 月例給の改定 <勧告>

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表(一)に準じ、若手職員を中心に引上げ。(平均改定率0.2%)

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ。

b 初任給調整手当の改定

医師の処遇を確保するため、初任給調整手当を引上げ。(支給限度額413,800円→414,300円)

c 実施時期

平成29年4月1日

・改定を行った場合の職員の平均給与(行政職給料表)

改定前	改定額	改定後
376,366円	511円	376,877円

参考(行政職給料表)

職員数 3,950人
平均年齢 43.4歳
平均勤続年数 19.3年

・改定額(511円)の内訳

給料	はね返し分(注)	計
487円	24円	511円

(注) 給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

(ウ) 特別給（ボーナス）の改定 < 勧告 >

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分。（4.30月分→4.40月分）

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
29年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）	1.80月（現行1.70月）
	計	2.075月（支給済み）	2.325月（現行2.225月）	4.40月（現行4.30月）
30年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.90月	0.90月	1.80月
	計	2.125月	2.275月	4.40月

b 実施時期

平成29年12月1日

ウ 扶養手当の見直し

国及び他の都道府県の改定状況を考慮し、以下のとおり見直し。

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ。（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・ 部長級（行政職給料表9級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。次長級（行政職給料表8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給。
- ・ 配偶者に係る手当額の減額及び子に係る手当額の増額は、平成30年4月1日から段階的に実施。

エ 公務運営の改善

(7) 人材の確保

- ・ 職員採用I種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行うとともに、より多くの受験者を確保するために、採用説明会の開催やホームページなどでの情報発信を実施。
- ・ 今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討するとともに、内容を更に充実させて情報発信。

(4) 女性職員の活躍推進

- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、各任命権者で特定事業主行動計画が策定され、平成28年4月から取組。
- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、女性の受験者確保に取り組んできたところであり、平成28年度からは、県職員を目指す女性を対象にセミナーを実施。
- ・ 管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組を実施。
- ・ 今後さらに、各任命権者において、男女ともにやりがいを感じ能力を十分に発揮しながら働き続けられる職場環境の整備など、行動計画に定めた目標達成に向けた積極的な取組を進めていくことが必要。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、各任命権者において、人事管理の基礎として人事評価制度を公正、適正に運用し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じて改善していくよう努めるべき。

(イ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ 公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員に係る方針を踏まえ、本県においても定年退職する職員が希望する場合は再任用により対応してきたところ。
- ・ 一方で、公務員の定年の引き上げについて、現在、関係府省や人事院において必要な検討が行われているところであることから、国における検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく。

- ・ 今後数年にわたり、多くの定年退職者が見込まれることから、高齢層職員の能力及び経験の活用がますます重要。
- ・ 各任命権者は、職員が意欲を持って職務に取り組めるよう、より一層の計画的な人事管理に努めていくことが必要。

(オ) 会計年度任用職員制度の整備

- ・ 平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（改正法）が公布され、新たに一般職の会計年度任用職員について規定。
- ・ 平成32年4月の改正法の施行に向け、適正かつ円滑に制度を導入できるよう、各任命権者は、改正法の趣旨に則り、人事管理の計画的推進や勤務条件の整備などの必要な準備を行っていかねばならない。

(カ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」が実施されるなど、各任命権者において様々な取組の徹底が図られている。今後も引き続き、実効性のある施策を積極的・継続的に実施することにより、超過勤務の縮減を図ることが必要。
- ・ 多忙化する教職員の勤務状況の改善については、教職員の勤務態様を踏まえ、更に業務の適正化を図り、より一層の勤務状況の改善に努めることが必要。
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要。

b 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現のため、朝型勤務制度、子の看護のための休暇制度の拡充等、特定事業主行動計画に基づく職員が積極的に育児参加するための意識啓発等を実施。
- ・ 今後とも、各任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分に周知し、職員が安心して仕事と育児や介護を両立することができるよう、勤務環境づくりを進めていくことが必要。

c 心の健康づくりの推進

- ・ 精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェック制度など、各任命権者の取組は年々充実。
- ・ 心の健康づくり対策にはハラスメントの防止も重要。各任命権者は、相談窓口の設置や妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを対象とした指針を新たに策定するなどの取組を実施。引き続き、職員に対し、各種ハラスメント防止に関する一層の意識啓発に取り組む必要。

d 非常勤職員の勤務環境の整備

- ・ 非常勤職員の給与、休暇等の勤務条件について、今後、民間における同一労働同一賃金の議論や国及び他の都道府県の動向を注視する必要。

(2)報告資料

ア 職員の給与

(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成28年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
一般職員	全	14,592	△ 76	3,609	32	18	332	2,772	5,302	13	2,514
	行政職	3,950	△ 21	3,110	32	18	285	183	-	13	309
	研究職	206	△ 6	163	-	-	27	-	-	-	16
	医療職(1)	28	△ 5	28	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	103	5	95	-	-	-	8	-	-	-
	医療職(3)	213	1	213	-	-	-	-	-	-	-
	学校栄養職員	24	△ 6	-	-	-	-	-	24	-	-
	学校事務職員	293	0	-	-	-	-	-	293	-	-
	計	4,817	△ 32	3,609	32	18	312	191	317	13	325
	高等学校等教育職員	2,529	△ 49	-	-	-	-	2,529	-	-	-
教育職員	県立中学校教育職員	52	△ 1	-	-	-	-	52	-	-	-
	市町村立小・中学校等教育職員	5,005	△ 10	-	-	-	20	-	4,985	-	-
	計	7,586	△ 60	-	-	-	20	2,581	4,985	-	-
警察官	2,189	16	-	-	-	-	-	-	-	-	2,189

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表 \ 区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
全		14,592人	42.2歳	18.0年
一般職員	行政職	3,950	43.4	19.3
	研究職	206	42.7	16.4
	医療職(1)	28	42.1	7.1
	医療職(2)	103	41.1	14.6
	医療職(3)	213	45.4	18.1
	学校栄養職員	24	46.1	21.9
	学校事務職員	293	42.4	22.5
	計	4,817	43.4	19.2
教育職員	高等学校等教育職員	2,529	43.6	18.6
	県立中学校教育職員	52	43.3	18.5
	市町村立小・中学校等教育職員	5,005	42.5	18.1
	計	7,586	42.9	18.3
警察官		2,189	37.2	14.8
平成28年4月 全		14,668	42.6	18.7

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	% 100.0	% 79.3	% 8.0	% 12.6	% 0.1	% 61.9	% 38.1	
一般職員	行政職	100.0	74.5	8.5	16.7	0.3	77.4	22.6
	研究職	100.0	94.7	3.4	1.9	-	80.6	19.4
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	78.6	21.4
	医療職(2)	100.0	79.6	20.4	-	-	60.2	39.8
	医療職(3)	100.0	37.1	49.3	13.6	-	33.8	66.2
	学校栄養職員	100.0	45.8	54.2	-	-	4.2	95.8
	学校事務職員	100.0	1.4	36.9	61.8	-	31.4	68.6
	計	100.0	69.4	12.2	18.1	0.2	72.1	27.9
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	95.5	4.2	0.4	-	53.5	46.5
	県立中学校教育職員	100.0	94.2	5.8	-	-	59.6	40.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	90.8	9.1	0.0	-	43.4	56.6
	計	100.0	92.4	7.4	0.1	-	46.9	53.1
警察官	100.0	55.6	0.8	43.5	0.0	91.5	8.5	
平成28年4月 全	100.0	78.9	8.4	12.6	0.1	62.5	37.5	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
	全	347,205	9,291	12,716	369,212	12,220	381,432
一般職員	行政職	334,768	11,538	15,815	362,121	14,245	376,366
	研究職	347,189	12,566	12,760	372,515	14,251	386,766
	医療職(1)	421,832	7,732	74,557	504,121	378,064	882,185
	医療職(2)	313,864	9,199	9,046	332,109	8,261	340,370
	医療職(3)	343,612	7,293	6,402	357,307	4,302	361,609
	学校栄養職員	332,342	3,750	9,259	345,351	3,932	349,283
	学校事務職員	321,115	5,452	7,817	334,384	6,001	340,385
	計	334,907	10,913	14,946	360,766	15,239	376,005
教育職員	高等学校等教育職員	378,945	8,531	13,016	400,492	8,715	409,207
	県立中学校教育職員	371,230	9,106	13,916	394,252	9,270	403,522
	市町村立小・中学校等 教育職員	358,526	6,512	9,932	374,970	12,388	387,358
	計	365,420	7,203	10,987	383,610	11,144	394,754
	警察官	311,144	12,957	13,799	337,900	9,306	347,206

平成28年4月 全	349,733	9,474	12,651	371,858	12,241	384,099
行政職	335,147	11,876	15,541	362,564	13,929	376,493

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」、「平成18年切替に伴う経過措置額」及び「平成27年切替に伴う経過措置額」を含む。

イ 民間給与関係

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成29年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所276事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから134事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係409人（行政職に相当する調査実人員301人）、初任給関係以外の調査職種5,672人（行政職に相当する調査実人員4,608人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は16,375人であり、行政職に相当するものは、11,093人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	116	5	2	10	36	63	37	50	29
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	1	-	1	5	3	3	1
製造業	52	4	-	3	18	27	7	30	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	21	-	1	2	7	11	10	4	7
卸売業、小売業	5	-	-	-	2	3	3	1	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	6	-	-	2	1	3	3	2	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	25	1	-	3	7	14	11	10	4

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が14所あった。
- 2 調査対象事業所134所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた130所に占める調査完了事業所116所の割合（調査完了率）は、89.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	201,761	205,687	201,428	※ 189,458
	短大卒	183,048	※ 186,410	178,238	—
	高校卒	159,389	158,368	162,619	156,027

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	10	53.7	760,469	1,047	759,422	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	53.0	772,190	-	772,190	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	56.7	712,097	5,370	706,727	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	56.0	639,337	-	639,337	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	58.3	840,501	-	840,501	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	54.2	476,467	-	476,467	
	事務部長	119	53.5	546,224	406	545,818	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	89	53.2	563,282	279	563,003	
	短大卒	9	53.5	454,068	-	454,068	
	高校卒	21	54.2	537,168	1,066	536,102	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	75	52.3	627,819	6,337	621,482	同 上
	大学卒	52	53.0	672,814	2,741	670,073	
	短大卒	5	54.9	617,072	-	617,072	
	高校卒	18	49.9	505,411	18,044	487,367	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	55	50.8	510,195	2,368	507,827	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長－課長間)
大学卒	49	51.0	527,927	2,143	525,784		
短大卒	3	48.1	366,253	994	365,259		
高校卒	3	50.9	380,688	8,775	371,913		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	41	51.4	535,037	2,720	532,317	同 上	
大学卒	26	51.1	554,555	1,749	552,806		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	14	52.1	489,995	4,898	485,097		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	313	49.8	526,031	6,257	519,774	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	209	48.9	544,442	6,576	537,866		
短大卒	17	50.7	418,816	3,580	415,236		
高校卒	87	51.7	505,788	6,052	499,736		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	226	49.0	542,503	18,107	524,396	同 上	
大学卒	131	47.8	543,068	7,591	535,477		
短大卒	27	47.4	554,999	16,820	538,179		
高校卒	68	51.7	536,910	37,819	499,091		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成29年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	214	48.6	490,574	26,753	463,821	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	144	47.7	488,829	24,692	464,137	
	短大卒	23	50.7	467,227	47,351	419,876	
	高校卒	47	50.7	505,808	24,455	481,353	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	110	46.1	495,491	8,619	486,872	同上
	大学卒	76	44.8	500,931	7,048	493,883	
	短大卒	9	47.2	465,894	13,204	452,690	
	高校卒	25	51.5	482,457	14,046	468,411	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	381	45.8	433,709	55,236	378,473	係の長及び係長級専門職
	大学卒	185	43.8	421,571	55,177	366,394	
	短大卒	39	48.9	387,258	44,630	342,628	
	高校卒	157	47.4	460,128	58,092	402,036	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	253	43.1	511,106	61,712	449,394	同上
	大学卒	129	40.5	516,944	72,020	444,924	
	短大卒	30	45.6	496,827	39,419	457,408	
	高校卒	85	47.3	490,246	52,629	437,617	
	中学卒	9	50.1	653,472	9,522	643,950	
事務主任	218	42.3	363,033	39,719	323,314	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	109	41.2	382,159	47,715	334,444		
短大卒	33	42.0	391,161	37,528	353,633		
高校卒	75	43.9	326,797	30,663	296,134		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	272	42.8	447,019	68,453	378,566	同上	
大学卒	123	39.7	404,981	64,106	340,875		
短大卒	30	40.8	411,914	53,355	358,559		
高校卒	116	46.6	500,903	78,316	422,587		
中学卒	3	46.2	521,747	8,633	513,114		
事務係員	1,358	36.2	300,188	36,011	264,177		
大学卒	753	33.9	314,088	43,508	270,580		
短大卒	170	39.3	282,862	25,988	256,874		
高校卒	433	38.9	282,548	26,675	255,873		
中学卒	2	38.0	196,807	19,520	177,287		
技術係員	957	35.3	377,735	80,318	297,417		
大学卒	466	33.6	372,215	81,351	290,864		
短大卒	152	33.6	375,441	88,134	287,307		
高校卒	336	39.2	389,011	72,712	316,299		
中学卒	3	39.5	282,691	70,039	212,652		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	376,890 円	376,366 円	524 円 (0.14%)

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成29.4.1～ 30.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成29.4.1～ 30.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成30.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成28年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成29年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)

4 不利益処分に関する審査請求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成29.4.1～ 30.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成29.4.1～ 30.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成30.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成28年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成29年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)
懲戒処分	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2	0	1 (1)
免職	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2	0	1 (1)
戒告	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0 (0)